

令和 2 年 度

直 方 市 教 育 施 策 要 綱

直 方 市 教 育 委 員 会

— 目 次 —

- 1 直方市教育大綱 P 2
- 2 主要施策
 - (1) 教育総務課 P 4
 - (2) 学校教育課 P 7
 - (3) こども育成課 P 12
 - (4) 文化・スポーツ推進課 P 14

教育を取巻く状況

世界は今、グローバル化や人工知能、情報通信技術などの加速度的な進展により、これまでの固定観念は根底から覆され、今後の社会の変化は予想することも困難なものとなっています。今後の社会は、これまでの社会の延長線上にはないものと認識する必要があります。

また我が国においては、人口減少や少子・高齢化、労働力の確保や地域経済の衰退など多くの社会的課題が重なり、閉塞感が漂っています。本市も例外ではありません。これらの課題への対応や解決はこれまでの考え方や手法では不可能です。これからの地方自治体には、慣習や常識にとらわれない、新たなビジョンや戦略が求められます。

その重要な戦略の柱の一つが、「人づくり」だと考えます。未来を見据え、自らの人生を切り拓き、よりよく自己実現を果たす力を持つ人づくりが、直方市の未来を切り拓いていく力となるものと確信します。そこで、これまでの手法や慣習にとらわれない教育の改革、そのための投資が必要になります。

21世紀の社会をたくましく生き抜く子どもを育てるための教育環境、そして子育て環境の充実、また個人がよりよく自己実現を果たすための生涯学習社会の構築など、本市の発展に向けた様々な施策を推進する必要があると考えています。

何もかも新しいことを目指すということではありません。研ぎ澄まされた感覚で時代の変化を敏感に察知し、変わるべきものと、どのように時代が変わろうとも変わらないものを見極めることも重要です。

そこで、これからの本市の教育の方向性と方針を指し示す「直方市教育大綱」を定めました。

まず、全体を貫く大きなテーマは「未来を拓く」です。これから大きく変化し続けていく新しい時代にあって、たくましく生き抜く力を持つ人づくりを進め、直方市民と直方市の未来を切り拓いていきたいと考えています。

このテーマのもと、「めざす市民像」そして「基本方針」を定めています。

そして、この教育大綱が今後実際に取り組む「直方市教育施策」へと繋がっていきます。

未来を拓く

～新しい時代をたくましく生き抜く人づくり～

めざす市民像

- 主体的に学び続け、創造的な発想で未来を拓く市民
- 多様な価値観を尊重し、異なる文化に生きる人たちと協働して未来を拓く市民
- 自立した人間として、自身の可能性を信じ、未来を拓く市民

基本方針

1. 時代の変化を見据えた教育への変革と推進

正解のない問いや自ら設定した課題に挑戦すること、さらには、学問分野を超えて、知識をさまざまな状況の中で創造的に活用できる力を育成する教育を目指します。

2. 可能性を引き出し、才能を伸ばす教育の推進

確かな学力、豊かな人間性、健康な体と体力を育むとともに、個人の可能性を最大限ひきだす教育を目指します。

3. 文化を尊重し、国際性と豊かなコミュニケーション力を育む教育の推進

郷土の歴史と文化に対して誇りと愛着を持つとともに、異なる文化を尊重する市民を育成します。

4. すべての人の幸せをかなえる教育の推進

自分の可能性を信じ、夢に向かって一生懸命努力する市民を、温かく応援する教育を目指します。

5. よりよい自己実現をめざし、生涯学び続ける力を育む教育の推進

だれもが、いつでも、どこでも学びつづけることができる環境づくりを進めます。

教育総務課の主要施策

近年の教育行政においては、福祉や地域振興などの一般行政との密接な連携と、市民の意向をより一層反映していく必要があります。

また、教育内容や教育方法が急激に変化する中であって、直方市の教育行政、教育実践の改善・改革を進めていくために、教育委員、事務局職員の能力向上を図ってまいります。

学校施設は、子どもたちの学びの場であり、豊かな心と健やかな体を育成する場であると同時に、地域住民が集い学びあう生涯学習の場であり、災害時には避難所となるなど、地域コミュニティにとって重要な施設です。

子どもたちにとってより良い教育環境の整備を図るため、教育機器、教材機器などの整備充実を推進していくとともに、地域コミュニティの核となるべき機能を高めるため、長期的視点から学校施設の改善整備や適正な維持管理に努めます。

学校給食については、成長期にあるすべての児童、生徒の健康保持・増進と体力の向上のための重要な事業と位置づけ、給食の時間をとおして、食への関心を高め、食事の重要性、喜びや楽しさを理解することにより、正しい食生活の習慣化つなげるための食育を推進します。

また、地産地消の推進や施設・備品の更新などを見据えた総合的な学校給食の実施体制について検討してまいります。

1 教育施策の充実

(1) 総合教育会議の運営

平成 27 年度施行された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」の趣旨を踏まえながら、事務局機能を果たしていきます。

- 直方市総合計画、教育大綱と教育施策の調整

- 教育大綱の基本方針に基づく施策の点検、評価、改善の実施

(2) 教育委員会の充実

教育委員会機能を高め、適切な事務執行管理と教育施策の充実を進めます。

- 教育委員研修の実施

- 会議の透明化と迅速な公表の推進

- 教育に関する情報発信の推進

2 教育環境の整備・充実

(1) 学校施設の整備・充実

老朽化した学校施設の改善整備とともに、災害時の避難所としての機能強化を図ります。

- 防災機能強化事業

- ・外壁改修（北小・新入小・植木小）

- トイレ快適化事業

- ・トイレ改修（上頓野小・感田小・三中）

- 老朽化した学校施設の修繕工事の推進

(2) 学校におけるICT活用の推進

教育効果を高めるための環境整備の一環として、国の「GIGAスクール構想」に沿ったICT環境整備を図ります。

- 高速通信校内LAN整備

- タブレット端末等の整備

- （令和2年度は、小学校5，6年生、中学校1年生分）

- 授業活用支援員の配置

3 食育の推進

(1) 安心・安全な給食提供

食中毒や異物混入を防止するとともに、計画的な給食施設及び設備の更新を進めます。

- 調理従事職員の衛生管理と食物検査の徹底

- 計画的な給食備品の点検と更新

(2) 食育の推進

食生活習慣の改善と健康な体づくりに取り組む子どもの育成を目指した食育を推進します。

- 調理員研修会による調理技術の向上の推進

- 直方産食材の確保・使用の推進（地産地消推進）

- 中学校給食の利用普及に向けた広報の実施

(3) 小学校給食費の徴収

小学校給食費（賄材料費）については、本年度から公会計となり、市が徴収を行っていく。

- 多様な金融機関からの口座振替、コンビニ収納といった方法による保護者の利便性向上。

- 児童手当からの引去りなどにより、給食費の滞納を防止する。

(4) 学校給食施設・備品の更新

老朽化した学校給食施設及び備品の更新について、中学校給食の提供方法あわせて検討し、方針を策定します。

- 学校給食関係者、有識者、保護者代表による検討会議の設置

4 就学支援の実施（就学援助）

（１）義務教育の円滑な実施

経済的な理由によって就学が困難と認められる児童・生徒に対して就学に必要な援助を行います。

- 学用及び通学用品、新入学学用品、修学旅行費、社会見学旅行費、自然教室費、ふれあい学級宿泊訓練費、学校給食費、医療費、通学費について支給

学校教育課の主要施策

全国学力・学習状況調査、福岡県学力調査及び標準学力調査の結果を見ると、本市児童生徒の学力は、小学校の国語で全国平均を上回ったものの小学校の算数、中学校の国語、数学が依然として全国平均を下回っています。また、同一校の学年による学力較差、さらに、不登校、規範意識や体力の低下等の課題が見られます。

そこで、教育目標「未来を拓き、心豊かでたくましく生きる子どもの育成」に向けて、本年度も確かな学力の育成を最重要課題と位置づけ、それを支える豊かな人間性の育成と体力の向上を目指した教育を推進します。そのために、学力や体力の実態、学習状況などを分析し、その課題解決に向けた具体的な取組を進めます。

1 確かな学力の育成（学力の向上）

（１）授業改善

基礎的・基本的な学習内容を確実に身に付け、思考力・判断力・表現力を持つ子どもを育成するための授業改善を推進します。

- 「のおがた授業モデル」の活用
- 「直方市ふくおか学力アップ推進事業」の充実
- 習熟度別少人数指導や補充学習の充実
- 言語活動の充実や表現活動、問題解決的な学習活動等の推進

（２）基礎学力の定着、補充学習等の推進

基礎的・基本的な学習内容を確実に身につけるための支援環境を整備します。

- 学習支援員の配置による補充学習の充実
- 日常的・継続的な読書活動の推進
- 図書館教育支援員の配置
- 市立図書館と連携して行う「小学生子ども読書リーダー研修」

（３）グローバル化に対応した教育の推進

子どもの英語でのコミュニケーション能力を育成するため、英語教育に対応した指導体制の整備、発表や体験の場を設定します。

- 外国語科の指導力を高める英語教育研修会の実施
- 外国語指導助手の配置と活用促進
- 「小学生英語ひろば」の実施
- 「直方市英語発表会」の実施
- 英語の優れた能力を発揮できる人材の育成
- 中学校全学年での英検 I B A の実施
- 小学 6 年生でのオンライン英会話の実施（年間 3 回）

(4) ICTを活用した教育活動の推進

ICTを活用した学習・指導方法の改善を図ります。

- ICT活用支援員の配置
- 教科指導における ICT機器及び教材の活用促進
- 1人1台タブレットPC導入の推進
- プログラミング教育研修会の実施

2 豊かな心の育成

(1) 道徳科の授業改善

子ども自ら考え、議論する授業への改善・充実を図ります。

- 道徳教育推進教員の養成と道徳教育の充実
- 道徳科の充実

(2) 体験活動等の推進

自然体験活動、地域の歴史や文化に学ぶ活動などを通して心の教育の充実を図ります。

- 自然や職業、文化、芸術等に関わる体験活動の推進
(心の劇場、石炭記念館・汽車倶楽部見学等、高取焼体験学習)

(3) 人権教育の推進

人権尊重の精神の育成及び学力と進路の保障を目指して、学校教育全体を通して人権教育を推進します。

- 直方市中学校ブロック人権教育推進事業「第5期事業」の推進
- 「福岡県人権教育推進プラン」の活用促進
- 人権教育学習教材集「あおぞら」、「あおぞら2」、同和教育副読本「かがやき」の効果的な活用促進

(4) いじめや不登校の対応

いじめ、不登校の未然防止・早期発見・早期対応のための体制整備と、一人ひとりに応じたきめ細かな指導や相談等が実施できるよう環境整備に努めます。

- 「直方市いじめ防止基本方針」及び「学校いじめ防止基本方針」に基づく指導及び対応の徹底
- 不登校兆候等、配慮を要する児童生徒の情報収集及び連絡調整、指導・助言
- 行政機関や教育機関との連絡調整
- 直方市学校適応指導教室（フレンズ）の運営
- スクールカウンセラーの活用促進
- 生徒指導主事・生徒指導担当者研修会の実施

(5) キャリア教育の推進

子どもの発達段階に応じた勤労観・職業観を育み、自立した生

き方を考え、進路実現のための支援体制を整備します。

○小中学校における職業学習実施のための地域、企業、関係機関、団体の関係者等との連携強化

○中学校職場体験活動（14才チャレンジウィーク）の支援

（6）奨学金制度の充実

将来の夢に向かって頑張る高校生等を経済的に支援することにより、市の発展に寄与する人材の育成を図ります。

○月額2万円を給付する「ハートフル奨学金」の実施

3 健やかな体の育成

（1）運動やスポーツをする習慣を定着させる取組

運動に慣れ親しみ、体力や運動能力を向上させる教育活動を推進します。

○新体力テストの実施

（小・中学校、高等学校連携事業による取組の充実）

○「体力向上プラン」の取組の促進

○スポコン広場等の積極的活用

○中学校部活動の運営支援及び外部指導者の派遣

（2）健康教育・安全教育の推進

生涯を通じて健康で安全な生活を送ることができるよう、食育や薬物乱用防止教育等の健康教育を推進します。

○栄養教諭・学校栄養職員、養護教諭等と連携して行う食育の推進

○「直方市食育推進計画」に基づく食育の推進

○規範意識育成のための指導の充実（薬物乱用防止、ネットモラル育成等）

○安全教育・防災教育の実施（交通安全、救急救命、火災対応地震対応、事故対応等）

○救急救命講習会の実施

4 特別支援教育の充実

（1）連続性のある多様な学びの場における教育の充実

特別な支援を必要とする児童生徒の自立と社会参加を目指し、一貫した継続性のある指導・支援の充実を図ります。

○発達障がい児等教育支援事業の実施

（市配置臨床心理士による巡回教育相談、理解・啓発を図るパンフレット等の配布）

○家庭及び福祉機関との連携の強化

(2) 就学前における支援の充実

幼児の実態と教育的ニーズに対して、適切な学習環境を提供するための支援に努めます。

○就学に向けた相談活動・支援の充実

○保育園・幼稚園・児童発達支援センター等への訪問実施

(3) 安全・安心かつ効果的に学べる環境整備

特別な支援を必要とする児童生徒が安全・安心かつ効果的に学べる教育環境の整備を推進します。

○特別な支援を要する児童生徒の実態に対応した合理的配慮の提供

○特別支援教育支援員の配置

○通級指導教室の充実

(4) 専門性の向上と支援体制の整備・充実

特別な支援を必要とする児童生徒の教育的ニーズに応じた指導・支援を行うため、教職員の専門性向上と組織体制の整備を図ります。

○特別支援教育研修会（対象：担任、コーディネーター、特別支援教育支援員）の実施

○特別支援教育担当者研修会の実施

5 信頼される学校づくり

(1) 教職員研修の改善・充実

学校の教育力を高めるために、教職員の資質や指導力を高める研修や支援体制の充実に努めます。

○小中一貫教育推進のための研修会の充実

○教育委員会指定研究委嘱校への指導・支援

○防災意識の向上にかかる研修会の実施

○管理職研修会、各種担当者研修会の充実

○多種研修会への参加奨励と指導・支援

○「直方市小中学校教科等研究会」及び「自主的研修」の支援

○教育論文・実践記録の応募奨励と継続的な指導・支援

○教育研究所研究員に対する継続的な研究支援

○教職員の資質能力の向上を図る人事評価制度の活用促進

(2) 学校運営・評価システムの充実

学校評議員制度や学校評価の充実を図り学校運営の改善を推進します。

○学校評議員制度の充実及び学校の「自己評価」「関係者評価」の公表・報告の推進

○学校評価を活用した保護者や地域の信頼に応える学校づくりの推進

○人事評価制度に基づく計画的な人材育成の推進

(3) 学校・家庭・地域の連携強化

高齢者や地域住民等を活用した教育活動の充実を図るとともに、地域とともにある学校づくりに努めます。

○「ふれあい交流事業」や地域住民等を活用した学習指導の支援

○地域人材や学生を活用した教育活動や補充学習の拡充

○「早寝・早起き・朝ごはん運動」等の生活習慣の確立に向けた取組の充実

○携帯電話・スマートフォン対策等のPTAや家庭との連携・協働の強化（「携帯電話・スマートフォンのルール」づくり等）

○開かれた学校づくりを目指す「特色ある教育活動」の推進

○小学校「放課後学習」の実施

○教育委員会だより「直方の教育」の発行

○コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）研究校指定

(4) 学校危機管理の徹底

児童生徒の安全教育の充実と教職員の危機管理対応能力の向上を図るとともに、地域や関係機関・団体との連携を密にした安全対策を推進します。

○児童生徒の安全にかかる事件・事故等の情報提供

○関係機関（警察、消防署、庁内関係各課）や地域団体等との連携強化

○「安全マップ」の見直し

○「学校危機管理マニュアル」の具体化と教職員への浸透・徹底

○学校事故の対応に関する実効性のある訓練の実施

○通学路の安全点検及び整備促進

こども育成課の主要施策

乳幼児期において、家庭と保育所・幼稚園等が一体となって子どもの育ちに関わっていくことが、生涯にわたって社会性の発達や幸福の実現に深く影響します。しかし、家族や地域のつながりが希薄化する中で、子育てに不安や悩みを持つ親が増加する一方で、家庭や地域の育児能力は低下し続けています。

このような中、令和元年度に「第二期直方市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、令和２年度から事業計画の１年目がスタートします。今後、各種施策を事業計画に沿って５ヵ年に渡り着実に実施していきます。

1 母子保健の充実

母親の子育てに対する不安や悩みにしっかり寄り添い、サポートができるように、従来から取り組んでいる健診事業、訪問事業等の母子保健事業を充実させます。

- 妊娠期からの切れ目のない子育てへの支援の実施
- 乳幼児家庭全戸訪問の実施
- 食に関するネットワークづくりと乳幼児栄養指導の推進

2 幼児教育の充実

幼児期から引き続いて学齢期に向けて一貫して対応し、子どもの能力、可能性を最大限に伸ばすための幼児教育を充実させ、保育関連施設の整備を検討していきます。

- 幼稚園協会、保育協会及び関係機関の幼児教育研修の実施
- 保・幼・小が連携した教育プログラムの検討
- 幼児教育無償化の実施
- 幼少期における社会性発達基盤の確立のための親を対象とした研修の実施
- 保育関連施設の整備

3 発達支援の充実

発達に支援が必要な子どもを乳幼児期から学齢期まで一貫して支援を行い児童の自立と社会参加の支援を推進します。

- 保・幼・小・中・高が連携した就学相談体制づくり
- 発達に特別な支援を必要とする子ども、家庭の支援体制充実
- 保育所、幼稚園、認定こども園への巡回相談体制の確立

4 子ども・家庭支援の充実

幼児期から引き続いて学齢期に向けて一貫して対応し、子どもの能力、可能性を最大限に伸ばすための幼児教育の充実、保育関連施設の整備を検討します。

- 子育て情報の周知
- 地域（民生委員等）と連携した家庭児童相談と支援体制づくり
- 地域子育て支援センターでの多世代交流の推進
- 学童クラブ施設の整備

文化・スポーツ推進課の主要施策

ライフスタイルの変化や価値観の多様化が進み、心の豊かさや生きがいのための学習需要は増大してきています。また、核家族化や少子化の進行などにより、地域コミュニティの希薄化や異なる年代との交流の機会が減少しています。

こうした状況を受け、社会教育においては、市民の誰もが自主的、主体的な「学び」を通して「仲間づくり」や「社会参加」、「世代間の交流」を実践できる地域社会を確立し、それぞれのライフステージに応じた心の豊かさを実感できる環境づくりを推進します。

そのため、市民ニーズに対応したあらゆる世代への学習機会の提供に努めるとともに、社会教育関係団体等への育成支援と連携を強化し、スポーツ活動、文化芸術活動の活性化を目指します。

また、郷土の歴史や地域の伝統文化に誇りや愛着を持つ機会を充実し、文化財の保護と保存整備に努めます。

そして、地域や学校、様々な団体との連携により、健やかで豊かな人間性や志を持ち、たくましく生き抜く力を備えた青少年の育成や男女がお互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現を目指します。

1 社会教育団体等の育成支援と連携の強化

社会教育団体の自発的学習活動の活性化や継続に向けた育成支援を図るとともに、団体等との連携に努めます。

- 社会教育団体に対する活動の支援
- 社会教育団体等との連携強化と各種事業の推進

2 文化施策の振興

市民が生涯にわたって、文化芸術に触れ、楽しみ、活動できる機会の充実を図ります。

- 指定管理者と連携した魅力的な文化施設の活用と運営
- 文化施設間の連携強化
- 市民文化祭の活性化等、市民の文化活動の充実

3 スポーツの振興

誰でもスポーツに取り組める環境づくりを推進するため、各種団体や地域と協調してまいります。

- スポーツ推進委員や各団体及び庁内関係課と連携した市民の

- スポーツ活動促進
- 市民の誰もがスポーツに参加できる環境づくりのため、地域とスポーツ推進委員が連携をとれる体制づくりの推進
 - スポーツ推進計画の進捗推進

4 社会教育活動の充実

- 市民ニーズの高い講座の提供や、そこで学んだ成果を地域活動に活かすためのしくみづくりに努めます。
- 中央公民館主催講座の充実
 - 地域の社会教育活動の推進

5 青少年の健全育成と交流体験活動事業の充実

- 地域等と一体となって、青少年の社会参加や交流活動を推進し、多様な人間関係を形成する機会の充実を図ります。
- 青少年育成市民会議や地域、学校、家庭との連携と各種事業の推進
 - 青少年の体験活動・世代間交流事業の実施
 - 子どもの才能の芽を育む事業の実施

6 文化財の保護と学習機会の充実

- 文化財の保護と保存整備に努め、これらを有効活用し、郷土の歴史を学ぶ機会の充実と市民の郷土を愛する気持ちを育てます。
- 国指定史跡筑豊炭田遺跡群の保存整備に向けた取り組みの推進
 - 郷土資料室の常設展の充実および企画展の開催
 - 故郷の歴史と文化財に関する学習機会の充実

7 男女共同参画社会の実現に向けた取り組みの推進

- 次代を担う若年層（子ども、子育て世代）を対象とした施策展開を検討します。
- 就学児検診や乳幼児健診等を活用した若年層の現状やニーズ等の把握と、新たな施策を策定
 - 既存の施策に関する情報提供や、新たな施策の情報発信について、対象者に届く情報発信方法の検討